

令和4年度第2回秋田県政策評価委員会 議事録（要旨）

1 日 時 令和4年8月26日（金）

【午前の部】 10時～11時35分

【午後の部】 13時～14時35分

2 会 場 県正庁

3 出席者

● 秋田県政策評価委員会委員

相 原	学	一般財団法人秋田経済研究所	専務理事（兼）所長
池 村	好 道	白鷗大学	法学部長
石 沢	真 貴	秋田大学教育文化学部	教授
曾 我	章 生	日本労働組合総連合会秋田県連合会	会長代行
永 井	信 行		公募委員
廣 瀬	真希子	秋田県社会保険労務士会	会員
福 岡	真理子	一般社団法人あきた地球環境会議	理事（兼）事務局
綿 引	かおる		フリーアナウンサー

○ 県

高 橋	一 也	企画振興部	次長
萩 原	尚 人	企画振興部	総合政策課 課長
佐々木	忍	企画振興部	総合政策課 政策監

【政策「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」関連】

元 野	隆 史	教育庁	総務課 課長
稲 畑	航 平	教育庁	義務教育課 課長
高 島	知 行	あきた未来創造部	あきた未来戦略課高等教育支援室 室長

【政策「被害者支援の推進」】

杉 山 一 成 警察本部 警務部 警務課 企画官

【基本政策「県土の保全と防災力強化」】

安 杖 総務部 総合防災課 課長

【基本政策「環境保全対策の推進」】

高 橋 正 嘉 生活環境部 参事（兼）環境整備課 課長

田 口 好 信 生活環境部 温暖化対策課 課長

石 川 生活環境部 環境管理課 課長

【基本政策「安全・安心な生活環境の確保」】

三 浦 卓 実 建設部 建設政策課 課長

中 野 賢 俊 建設部 参事（兼）建築住宅課 課長

太 田 建設部 道路課 政策監

小 野 建設部 河川砂防課 課長

4 開会

□ 事務局

それでは、ただいまから令和4年度第2回秋田県政策評価委員会を開会します。
早速ですが、議事に入りますので、ここからの進行は池村委員長にお願いいたします。

5 議事

● 池村委員長

皆様おはようございます。今回は、第2回ということで、前回以上に充実した調査審議をお願いしたいと思います。委員の皆様におかれましては、御協力をお願いいたします。

それでは、会議を進める前に、一言申し添えさせていただきます。

本日の審議内容は議事録として、後日、県のウェブサイトに掲載されます。そ

の際には、委員名は特に秘匿する必要はないと思われますので、公開で行いたいと考えております。よろしいでしょうか。

【委員一同意義なし】

● 池村委員長

それでは、次第に従い、議事（１）の「令和４年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の実施計画等について」御説明をお願いいたします。

□ 元野教育庁総務課長

教育庁総務課の元野でございます。

私から、資料１「令和４年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」の教育委員会に関する内容を御説明します。

公安警察委員会・警察本部長にかかる部分につきましては、議事（２）②「公安委員会・警察本部長が実施した政策等評価」の審議に入る前に、県警本部からの説明となります。

「Ⅰ 令和４年度の評価実施計画の概要について」の教育委員会にかかる部分についてですが、教育委員会においても先日９日に開催された第１回委員会で説明を行っております「知事が行う政策等の評価に関する実施計画等の概要」と同じ内容でありますので、説明を割愛させていただきます。

５ページを御覧ください。「Ⅲ 政策評価委員会における審査対象の選定について」です。１に記載しております選定の視点を基に審議対象を選定したところ、２にありますように、政策６「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」、施策４「豊かな人間性と健やかな体の育成」、そして、その中の事業として「不登校・いじめ問題等対策事業」について、評価の妥当性の点検をお願いするものであります。

説明は以上です。

● 池村委員長

ただいまの政策等の評価に関する実施計画等につきまして、御質問等ございま

すか。御質問等がなければ、御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、資料２「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」について、順次、事務局より説明願います。

□ 佐々木総合政策課政策監

資料２を御覧ください。

この政策は、教育人材の育成などに関する政策であり、七つの施策により構成されております。

１ページを御覧ください。「３－１ 施策の評価結果」についてですが、「Ａ」評価が三つ、「Ｃ」評価が二つ、「Ｄ」評価が二つとなっております。

次に、２ページを御覧ください。各施策の評価理由です。

施策６－１は、代表指標①の実績値が未判明のため、定量的評価は「Ｎ」となっておりますが、「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」によると、令和４年３月末時点の高校新卒者の県内就職率は７５.４％で、３年度目標値の１０１.９％の水準となっており、「ａ」判定相当となっております。

また、昨年度に引き続き、関係機関と連携し、地域で活躍する企業の紹介、求人開拓などをきめ細かく実施した結果、県内就職率は２年連続で増加しております。

以上を踏まえまして、総合評価は「Ａ」としております。

次に、施策６－２ですが、こちらも代表指標の実績が未判明のため、定量的評価は「Ｎ」となっております。代表指標①が未判明の理由としましては、学習指導要領の改定に伴い、この指標の出典である秋田県学習状況調査を新たな観点からリニューアルし、質問項目自体が変更となったためであります。定性的評価としましては、同調査において、代表指標①と趣旨が同様の質問項目や、新たに確かな学力の定着を図るものとして設定した質問項目において、肯定的な回答をした児童生徒の割合が高い水準を示しており、確かな学力の育成に向けた取組が着実に行われているものと捉えております。

そのほか、全国学力学習状況調査では、１３回連続で全国トップクラスの成績を収めるほか、高等教育においても成果・業績指標①の「国公立大学希望達成率」が目標値を上回るなど、学力の定着が図られているものと考えております。

以上を踏まえまして、総合評価は「C」としております。

施策6－3については、代表指標による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、「C」としております。

施策6－4については、この後の審議対象となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

施策6－5、6－6については、いずれも代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、いずれも「A」となっております。

次に、3ページを御覧ください。

施策6－7も同様の考え方により、総合評価は「D」としております。

以上の施策評価の結果を踏まえ、「4 総合評価結果と評価理由」になります。施策評価の結果を点数化して算出した平均点が2.57で、定量的評価は「C」となり、総合評価は定量的評価と同じ「C」としております。

政策評価の説明は以上となります。

□ 元野教育庁総務課長

引き続きまして、施策6－4「豊かな人間性と健やかな体の育成」について説明させていただきます。

資料5ページをお開きください。

「1 施策のねらい」については、豊かな人間性という心の部分と健やかな体の育成を進めることによって、心身の調和的発達を図ることを目的としております。

「2－1 代表指標の状況と分析」です。この施策では代表指標を二つ設定しております。代表指標①は、「自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合」であり、豊かな人間性についての指標です。令和3年度の達成率は97.8%で、「b」判定となっております。実績値は令和元年度比2.5ポイントの減となっておりますが、全国平均値との比較では小学校で7.1ポイント、中学校で6.7ポイントと大きく上回っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事や部活動などが制限を受ける中で、自己肯定感や自己有用感を高める場面が減少したことは否定できませんが、全体としては、目標に近い水準を維持していると考えております。

代表指標②は「運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合」であり、健やかな体の育成に関する指標です。令和3年度の実績値は61.6%であり、現状値や前回調査の令和元年度実績値を下回っていることから「e」判定となっております。しかし、東北及び全国における順位は一位を維持しており、良好な状況であると捉えています。新型コロナウイルス感染症の影響により、体育・保健体育授業や体育的行事の運動やスポーツ活動を規制又は停止せざるを得ない場面もあり、楽しさや喜びを実感できる機会が減少したことが、実績値の低下につながっていると考えております。一方、東北及び全国順位は1位を維持している背景には、すべての児童生徒に対して、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができる指導が行われているためであろうと分析しております。

続きまして6ページです。「2-2 成果・指標業績指標の状況と分析」ですが、全部で四つの指標を設定しております。この中で、指標①「小・中学生の不登校児童生徒数」については、令和3年度実績値は判明しておりませんが、2年度実績値は17.0で前年度より上昇しております。新型コロナウイルス感染症と不登校児童生徒数の増加の関係性は明らかではありませんが、感染拡大により、学校や家庭の環境が大きく変化したことは、児童生徒に何らかの影響を及ぼしたものと推測しております。

続いて、7ページの「2-3 施策の取組状況とその成果」です。「(1) 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成」についてですが、各学校で目指す子ども像を全教員が共通理解し道德教育に積極的に関わるなど、機能的な推進体制を整備し、指導に当たるよう努めているほか、児童生徒等からの不安や悩みの解消を図るために、106の中学校にスクールカウンセラーや3教育事務所に小学生からの相談に対応するエリアカウンセラー、義務教育課に突発的な事故に備えて緊急支援カウンセラー、総合教育センターをはじめとした県内5か所に児童生徒の福祉等の関係機関につなぐソーシャルスクールワーカーをそれぞれ配置しております。また、新規事業としてSNS相談を行ったところ、延べ12件の相談が寄せられました。次に「(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」につきましては、特別市特別支援学校と幼小中高等学校との交流及び共同学習を行っているところでございます。次の「(3) 生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成」につきましては、各種調査の結果や事業の成

果を質の高い体育・保健体育授業につなげて、学校の教育活動全体を通した体育・健康に関する効果的な取組を推進しております。

「3 総合評価結果と評価理由」です。代表指標①は「b」判定、代表指標②は「e」判定であり、定量的評価は「D」となっております。代表指標及び成果・業績指標の達成状況や施策の取組状況とその成果など総合的観点を評価した結果、総合評価は「D」としました。

「4 県民意識調査の結果」ですが、平均点は 3.06 ということで、前年度比プラス 0.01 ポイントとなっております。

9 ページの「5 課題と今後の対応方針」ですが、(1)については、令和2年度の千人当たりの不登校児童生徒数が増加が課題の一つとなっております。こちらの対応方針として、小学校教員を対象した小学校生徒指導研究協議会を新たに開催し、エリアカウンセラーとの連携を強化することで、生徒指導上の諸課題に対する組織の取組を推進していくということや、中学校スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実を図ることにしております。(2)では、中学校での居住地域交流は一緒に学習できる教科等が限られており、学習活動を広げにくいことから、回数の増加が難しいということが課題の一つとして挙げられております。これにつきましては、事前学習としての障害者や障害理解事業を行い、ボッチャなどの障害者スポーツなどの幅広い教科等で交流事業を実施できるようにすることを考えております。(3)では、依然として、運動する子どもとそうでない子どもに二極化傾向が見られ、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒については、将来の健康問題が懸念されているということが課題の一つとなっております。これにつきましては、授業や遊びの中で、自ら進んで運動に親しみながら、多様な動きを経験して、基礎的運動能力を高める取組を充実させるなどを行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

□ 稲畑義務教育課長

義務教育課の稲畑と申します。

続きまして「不登校・いじめ問題等対策事業」について御説明します。10 ページをお開きください。

この事業は、今年度から事業名を「生徒指導総合支援事業」に変更しています。

「1－1 事業実施当初の背景」については、記載のとおりです。

「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」については、全国的に不登校児童生徒数は増加しており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談件数も全国的に増加しております。これは、新型コロナウイルス感染症との明確な関連性については現在のところ不明ですが、一定の影響はあるものと推測しています。

「2 住民ニーズの状況」についてです。不登校等の対応に当たっては、保護者から、教職員はもちろん心理の専門家を身近に配置してほしいという声が非常に強くあります。年度末の相談業務に関する報告書によると、特に、スクールソーシャルワーカーへの相談回数が平成30年度から増加の一途をたどり、30年1,437件であったものが、令和3年度で5,748件と急増しているなど、市町村や学校現場では、事業の継続実施が望まれているという状況でございます。

「3 事業目的」です。児童生徒や保護者の不安や悩みを解消するためには、学校の対応だけではなく、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行う福祉事務所や児童相談所等との連携の強化が重要であると考えております。この事業を通して、暴力行為やいじめ等の問題行動や不登校が減少し、楽しく充実した学校生活を送られるようにすることを目的としております。

「4 目的達成のための方法」についてです。ここは、「6 事業の全体計画及び財源」と関連します。「01 中学校スクールカウンセラー配置事業」では、すべての中学校にスクールカウンセラーや臨床心理士等の資格を持った専門家を配置するほか、連絡協議会を開催しております。「02 広域カウンセラー配置事業」については、主に小学校等からの課題に対応するために、広域事務所毎にカウンセラーを配置するものです。「05 スクールソーシャルワーカー活用事業」については、社会福祉士等の福祉の専門家を地域毎に配置しています。この事業は、非常に現場からのニーズが高く、昨年度から今年度にかけて配置数を増加している関係から、事業費を増額しております。「07 SNS相談事業」については、児童生徒が気軽に相談できるようSNSを利用した相談事業を令和3年度から実施しており、予算額の記載も同年度からになっております。

「5 昨年度の評価結果等」について、昨年度は「継続」とし、その対応とし

て、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を更に促していくために連絡協議会等を開催するほか、弾力的な配置ができるように配置形態の改善を行っているところです。

次に 11 ページを御覧ください。「7 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み」についてです。指標Ⅰでは、文部科学省が行っている全国の不登校児童生徒数の数を調査結果を指標として設定しております。令和2年度の本県の小・中学校の千人当たりの不登校児童生徒数は 17.0 人であり、全国的に増加傾向であるものの、全国平均 20.5 人と比較すると、少ない方から数えて 6 番目という現状です。指標Ⅱの「高校生の不登校生徒数」についても概ね同様の現状です。これらの状況を踏まえ、「1 次評価」について、「必要性の観点」である課題や住民ニーズ、県の関与の妥当性から全体を「B」評価としています。「有効性の観点」及び「効率性の観点」はそれぞれ「B」評価とし、コスト縮減については、学校等からのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に当たり、それぞれの居住地から近い学校にできる限り配置するなど、旅費の見直し等の効率化を図っております。

「総合評価」として、児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化しているほか、新型コロナウイルス感染症を背景とする相談も増えております。これらの状況を踏まえて、この事業は継続していく必要があると考え、「継続」と評価しております。

事業評価に関する説明は以上です。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきましたので、これより調査審議に入ります。

最初に事業評価に関して、御意見や御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

◎ 石沢委員

スクールソーシャルワーカーについて、一人当たりの報酬とその人数について確認させてください。

□ 稲畑義務教育課長

スクールソーシャルワーカーの人数は、広域に4名、各地域ブロックに8名配置しており、1日6時間、年96日の配置で計画をしています。

また、これらの報酬については、福祉の資格を持っていらっしゃる方は経験年数によって時給に差を付けており、5年以上勤務されてる方は3,413円、1年から5年未満の方は3,362円、1年未満の方は3,304円としています。また、スクールソーシャルワーカーは校長先生のOBとセットで動いていただくことが多く、校長OBは2,031円としています。

◎ 石沢委員

教えていただいた時給は全国平均に基づくものでしょうか。

県の事業として重要な位置づけであれば、それに上乗せすることなどは考えていらっしゃるのでしょうか。

□ 稲畑義務教育課長

問題意識はございますが、基本的には福祉の有資格者としての平均的な給与としております。今後、適切な支出額についての議論を進める必要があると考えております。

◎ 廣瀬委員

全中学校にスクールカウンセラーが配置されているという御説明がありましたが、スクールカウンセラーに相談ができるのは先生と生徒のどちらがメインとなりますか。また、相談体制としてはどのようなになっていますか。

□ 稲畑義務教育課長

相談は先生と生徒のどちらも可能です。

また、相談体制については、学校毎にそれぞれの事情に応じた体制を組んでいます。基本的には、問題が起こった後、心の傷を抱えた生徒や先生がスクールカウンセラーに相談できるような体制をとっていますが、その上で、平時でも相談を行うような体制を組めるところは、そのような取組も始めているとこ

ろです。

● 池村委員長

そのほか、いかがでしょうか。

評価の観点からお伺いします。指標Ⅰについては、6ページの施策評価における成果・業績指標①と同じものであり、一般論として言えば、事業の目標値と施策の目標値が一致するというのはあまり好ましいことではないものの、施策全体の事業費が8700万円、この事業の決算額が7500万円ということを踏まえると、1施策1事業に近いこともあり、そこまで不自然とは言えないのではないかと評価いたします。

一方で、「有効性の観点」における3年度実績値が未判明で「不可」となっている理由について、有効性ではなく必要性の記述と受け取ることができるなど、中途半端なものになっていると思います。動向や見込みを基に、数値的な評価ができなかったのかという点や、必要性を超えて有効性に結び付けてしまうのはいかがか、という点については問題が残ると思います。

□ 稲畑義務教育課長

御指摘のとおり、施策の大部分をこの事業が担っているということで、このように記載しています。また、「有効性の観点」の記載は見直したいと思います。

● 池村委員長

総合政策課と相談されて結構ですが、評価結果を変えるまでのことではないと思います。「必要性の観点」と「効率性の観点」が「B」となる中で、「有効性の観点」が達成率に基づく評価となった場合には「C」となる可能性があり、「C」となれば総合評価として「B」という位置づけとなります。

今の有効性の記述を必要性を超えた有効性に関する定性的評価として認めるとすれば、おそらく「B」であり、総合評価は「A：継続」ということになります。他の委員からの見直す必要があるとの意見があれば別ですが、総合政策課長と再度協議をするほどのことではなかろうと思います。

□ 稲畑義務教育課長

有効性についての枠の中の記載を見直すという御指摘として理解してよろしいでしょうか。

● 池村委員長

評価結果を動かすというところまでは考えずとも、そこに落ち着いてよろしいのではないかと思います。有効性の記述を少し工夫されてはどうかというふうに思います。

◎ 永井委員

8ページの「3 総合評価結果と評価理由」において、総合評価は「D」評価となっています。5ページの「2 施策の状況」における代表指標②の令和3年度の指標の判定が「e」判定となっていることが大きく影響していると思います。また、この判定は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みたものではなく、平成30年度から毎年1%ずつ上げていくという目標に対するものであり、このような評価では、1位という全国順位を保っている現場の士気は上がらないと思います。それらを踏まえ、「D」評価という厳しい評価としたことについて、お考えをお聞かせください。

□ 元野教育庁総務課長

教育庁内で検討したときも、全国順位が1位であるにも関わらず、「D」評価というのは低いのではないかという議論はありました。しかし、定量的評価の「E」を覆すだけの定性的評価ができるかということを考えた際に、全国・東北1位というのは継続的な状況であり、前年度との変化という点では特別な評価要素にはならないということで、評価基準に沿って「D」評価とした経緯があります。

◎ 永井委員

全国一位は事実が変わらなくトップを保っているわけですので、その部分を過大に評価していただいても構わないと思います。

● 池村委員長

今の点について他の委員の方々の御意見はいかがでしょうか。

◎ 広瀬委員

単に、平成 29 年度の 65.6%という現状値や前年度の実績値との数字の比較により「e」判定になったと捉えています。また、この「運動やスポーツがすることが『好き』な児童生徒の割合」という指標において、多様性などの問題を考慮すると、将来的に 100%を目指す必要はないものと思いますが、最終的な目標はどの程度をお考えでしょうか。

□ 元野教育庁総務課長

最終的な目標値は決めておりませんが、100%ということは有り得ないため、7割程度で平準化するのではないかと考えております。

◎ 相原委員

8 ページの「4 県民の意識調査の結果」において、いじめ問題について減っていないなどの意見がありますが、7 ページの「2－3 施策の取組状況とその成果」には、いじめの早期発見、解決に向けたリーフレットを作成・配布したという記載がある程度となっており、不足を感じております。いじめについてはどのような現状となっていますか。

□ 稲畑義務教育課長

いじめの認知件数は、昨年調査において、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、若干の減少があったものの、概ね横ばいとなっております。

それに対する施策としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活躍の一つとしていじめ問題への対応がありますので、今回の事業で対応しております。もう一つは、今年度から設けたスクールカウンセラーと先生との情報共有の場としての連絡協議会を通して、専門家の知見と現場の知見をお互いに共有していただき、この対策を更に深めていきたいと考えております。

● 池村委員長

その前の評価結果についての話に戻させていただきます。

この評価制度において、代表指標は定量的評価を行うものとして位置づけられているほか、全国・東北順位というのは定性的評価であり、それを過大評価することはできないものとなっております。また、目標値の設定についても、全国1位でありながら更に高いところを目指しており、それが達成できなくても仕方がないという感想もあると思いますが、それらの現状も踏えた上で教育庁として目標値を設定しているので、その達成度合いが教育庁の通信簿になります。これらのことを踏まえ、委員長ではなく個人としては、評価を上げる必要はないと思っています。重要な点ですので他の皆様の御意見はいかがでしょうか。

◎ 曾我委員

私も永井委員が仰るとおり、代表指標②の判定に基づき「D」評価とするのは厳し過ぎるのではないかと思います。

● 池村委員長

新型コロナウイルス感染症の影響については、定性的評価として考慮してはならないということではないものの、「その影響がなければ、もっと成果は上がっていたはず」と言うような予測は許されないことは注意しなくてははいけません。新型コロナウイルス感染症の影響については、単にその影響があったことだけでは定性的評価の要素にはならず、その中でも工夫し、数値として示せる成果を収めたということであれば、それは定性的評価として大いに評価して良いということは政策等評価調査検討会議でも確認済みのことでありますので、改めて強調しておきます。

定性的評価を考慮し、総合評価を「D」から上げる余地はあるのではないかという点については、重要なところですから、一人ずつ御意見を伺いたいと思います。

◎ 福岡委員

代表指標を設定し、その達成率を基に自己評価をしなければならない以上、そ

の目標値に関しては、センシティブな問題を考慮しながら設定しなければならなかったという評価の難しさを感じております。定性的評価に関する部分は十分理解できますが、現在の評価制度で定量的評価をベースとしている以上は妥当な評価と思わざるを得ないと考えております。

◎ 綿引委員

指標名にある運動やスポーツをすることが「好き」というところと「得意である」ということはつながっていくのか考えていたところでした。全国1位ではありますが、県としては得意な児童生徒を増やしていきたいというところであれば、評価も妥当なのかなと考えておりました。

◎ 相原委員

過去の実績値から見ても、令和3年度の実績値は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた異常な値と判断しました。仮に、全国1位ということ踏まえ、評価をどの程度上げて良いのかを考えたところ、心情的にはワンランク上げて良いのではと思いましたが、その定性的評価の根拠が明確となっていない中では判断できませんでした。そのため、厳然と定められたルールに従ってやるべきであり、現在の評価結果で妥当だと思います。

◎ 石沢委員

私も令和3年度の実績値が過去のものと比較し悪化しているため、評価を上げて良いのではと考えていましたが、先ほどの池村委員長の御発言も踏まえて考えると、代表指標において明確に判定基準が設けられている以上は、それに沿う必要があると考えたところです。

確かに、新型コロナウイルス感染症の影響は様々なところであったと思いますが、現行の評価制度において、新型コロナウイルス感染症の影響は配慮しないということであれば、その判定基準に沿うべきだと思います。

● 池村委員長

繰り返しになって恐縮ですが、綿引委員にお伺いしたいのですが、「D」評価の

ままとするのか、それとも評価を上げることを考えるべきかについては、いかがでしょうか。

◎ 綿引委員

評価としては「D」評価で妥当と思います。

● 池村委員長

必ずしも望ましい形ではありませんが、多数決的には「D」評価が妥当であろうと思います。しかし、評価制度の問題点として付け加えさせていただきますが、この評価制度による評価は満足度評価ではありません。例えば、全国1位ということを見れば満足度としては高いということになりますが、この評価は教育庁が設定した目標にどれだけ努力をして近づいているかということに対する評価ですので、そこを履き違えてはいけないということだけは、少しお考えいただきたいと思います。

続いて、政策評価に移ります。

◎ 福岡委員

1ページの「3-1 施策評価の結果」で政策の目標の一つとして位置づけられている「施策6-3 世界で活躍できるグローバル人材の育成」において、平成30年度に「A」評価だったものが、令和元年度以降「C」評価で推移しています。併せて、3ページの「5 県民意識調査の結果」では、他の施策評価と比べ低い結果でとどまっていることを踏まえると、県として努力されてるのは重々承知していますが、厳しい現状にあるのかなと思っております。

また、4ページの「6 課題と今後の対応方針」における対応方針の中には、オンラインによる交流やALT等の人材の活用等が記載されていますが、今後の社会において取り残されないためには、英語力は必須と考えており、この部分で具体的に今年度新しく始める点や令和3年度の反省点などがあれば、教えていただいてもよろしいでしょうか。

□ 元野教育庁総務課長

コロナ禍において新たな取組が実施しづらい状況ではありますが、その中でもイングリッシュキャンプなどの取組について、オンラインを活用しながら展開しております。

◎ 福岡委員

オンラインを活用することで、コロナ禍でもできることの幅が広がると思いますので、次年度以降にこの施策の評価が上がっていくことを願っております。

□ 元野教育庁総務課長

この施策に関しては、代表指標の目標値の設定が少々高いということもあり、評価が上向かないというところもあるかと思いますので、今後、検討していかなければならないなと考えております。

◎ 相原委員

4 ページの「6 課題と今後の対応方針」の施策 6－2 に関する部分に、「ICTを活用した秋田の探求型授業を推進するに当たって全県的に十分なノウハウの蓄積ができていない」という旨の記載があります。それに関連し、例えば、地区毎に専門家が学校を巡回し、先生方に指導や助言をするということは既に実施されているのでしょうか。

□ 稲畑義務教育課長

ここの記載は高等学校に関する内容ですので、義務教育課として小・中学校の状況についてお答えいたします。小・中学校において、教員がどのようにICTの活用に対応していくかというのは、これからの最重要課題の一つであると認識しておりますので、御指摘の内容を踏まえ、教員のICT活用能力を更に高めるための施策について検討してまいりたいと思います。

● 池村委員長

それでは時間の関係もありますので、意見の集約を行います。政策評価、施策評価、事業評価、いずれの評価も妥当であるということになるかと思います。

しかし、事業評価の有効性の記述については、工夫の余地があると思いますので、後に総合政策課と擦り合わせをお願いします。その点の確認については、本職に御一任をいただきたいと思います。

それから、代表指標と定性的評価の関係というところが、一つの論点としてあるかと思いますので、政策等評価制度調査検討会議において、取り上げていただきたいと思います。

それでは本件については、以上とさせていただきます。

〔休憩〕

● 池村委員長

それでは、資料3「被害者支援の推進」の審議に入る前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、資料1「令和4年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」の公安委員会・警察本部長に関する部分について説明をお願いします。

□ 杉山警察本部警務課企画官

警察本部警務課の杉山と申します。

公安委員会及び警察本部長に関する部分について、御説明いたします。

資料1の3ページを御覧ください。秋田県公安委員会及び警察本部長が行った政策評価は令和3年の秋田県警察の重点目標に掲げた5項目のうち、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」、「交通死亡事故の抑止」、「被害者支援の推進」の3項目を政策評価しております。

次に、政策評価の判定基準について御説明いたします。判定に当たっては、政策目標の成果指標により、一次的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえ、総合的な観点から評価を確定することにしております。従いまして、各政策評価とも、先に各政策で設定した目標値に基づく定量的評価を行い、原則として、その評価を維持することにしております。例外的に、定性的評価の観点からその判定を変更する合理的な理由がある場合のみ、上下一段階に限り、判定を変更することができるものとしております。

5 ページを御覧ください。今年度の政策評価委員会における審議対象の選定に当たっては、1 に記載している選定の視点を基に「被害者支援の推進」を選定しております。その理由については、県警察において令和3年4月に施行された「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、関係機関と連携し、犯罪被害者等への途切れることのない支援を推進しているほか、犯罪被害者等の現状や心情への県民の理解を深めるための各種広報啓発活動を展開しているところであります。事件・事故の抑止と両輪となる犯罪被害者支援は、秋田県警察運営の基本方針「安全で安心な秋田を守る力強い警察」を実現する上で重要な施策であるほか、県民の関心も高いことから、2 に記載の政策、施策、事業について審議いただくものであります。

説明は以上となります。

● 池村委員長

ただいまの評価に関する実施計画等につきまして、御質問はございませんでしょうか。御質問等がなければ、御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、資料3「被害者支援の推進」の審議に入ります。事務局より順次説明願います。

□ 杉山警察本部警務課企画官

政策「被害者支援の推進」について御説明いたします。資料3を御覧ください。

最初に、「Ⅰ 政策評価を取り巻く治安情勢」についてです。令和3年中の秋田県内における刑法犯認知件数は統計の残る昭和21年以降、初めて2,000件を下回る1,984件でした。前年と比較し398件減少し、犯罪の総量抑制が図られておりますが、殺人や強盗などの凶悪な犯罪が前年に比べ7件増加しており、予断を許さない状況にあります。また、交通事故の発生件数は1,301件で、前年と比較し76件減少しているほか、交通事故で亡くなられた方は現行の統計方式を採用した昭和41年以降、最小の28人で、前年と比較し9人減少しました。しかし、いまだ多くの方が交通事故の被害に遭っている状況にあります。

このような情勢下において、県警察では、被害者または御遺族の要望に応じた「途切れることのない支援」と犯罪被害者等に対する県民の関心と理解を深め、

被害者も加害者も出さないまちづくりに努めているところでもあります。

次に、「Ⅱ 政策の目的」についてです。犯罪被害者等基本法では、国や地方公共団体、関係機関等が連携して、犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとされております。県警察では、犯罪被害者等の視点に立った警察活動を推進し、精神的あるいは経済的な負担の軽減・回復を図るとともに、被害者等の現状や心情等への理解を深める取組を行い、地域社会全体で支える気運の醸成に努めることを目的として、被害者支援に取り組んでいるところです。

次に、「Ⅲ 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果」についてです。「1 施策推進の基本及び取組」ですが、施策推進の基本は県条例及び第4次基本計画に掲げる各種施策を総合的に推進することです。その実現のため、犯罪被害者等の視点に立った警察活動の推進や、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等との連携の更なる充実・強化、積極的な広報啓発活動による被害者支援の更なる充実・強化を重点に取り組んでおります。

2 ページを御覧ください。「2 数値目標及び達成状況」についてです。数値目標については、被害者支援の効果は数値で表すことが難しく、犯罪や交通事故の発生件数とカウンセリング等の実施状況を単に比較して評価することは、困難な状況にあります。しかし、カウンセリングは臨床心理士の資格を持った職員が対応することで、身体的・精神的被害を負った被害者等の不安や恐怖を軽減するための高い効果があります。また、各警察署で指定している被害者支援員は、犯罪発生直後に被害者等に接し、公的負担制度や臨床心理士によるカウンセリング等の説明等を行っており、その運用も重要なものとなっております。そのことから、臨床心理士によるカウンセリングの実施件数と被害者支援員の運用状況を数値目標に掲げ、被害者の要望すべてに対応することにしております。令和3年のカウンセリング実施状況につきましては、38人の被害者や被害者の御家族に対して233回のカウンセリングを実施しております。また、被害者支援員運用状況につきましては、147人の被害者等に対して244回の情報提供や病院付き添いなどの支援を行っております。

次に、「3 施策の評価結果」についてです。政策を構成する施策は「被害者の視点に立った警察活動の推進」となります。評価の一つ目の必要性につきまして

は、警察は犯罪被害者等に最も密接に関わる機関として、犯罪被害者支援活動における中心的な役割を担うとともに、県条例の基本理念を踏まえ、基本計画に掲げた県警察として実施すべき施策の計画的かつ確実な実施及び各種施策の充実を図る必要があることから、評価を「A」としております。評価の二つ目の有効性につきましては、公費負担制度の活用やカウンセリング等により、精神的・経済的負担の軽減を図ったほか、「命の大切さ学習教室」などを通じ児童・生徒等の規範意識の向上を図ったところ、「命の尊さや相手を思いやる気持ちが大切である」などとの反響がありました。これは、安全で安心なまちづくりに向けた、気運の醸成に非常に効果があったものと考えており、評価を「A」としてしております。評価三つ目の緊急性につきましては、犯罪被害者等は犯罪そのものによる直接的な被害だけではなく、精神的被害や経済的困窮など、被害後に生じる様々な問題、いわゆる二次的被害にも苦しめられており、速やかに対応する必要があります。また、加害者から再犯による犯罪被害を受けるおそれが高い被害者に対しては、連絡体制の確立や警戒措置、一時保護施設の借上げなど、早急に再被害防止措置を講じる必要があることから、評価を「A」としてしております。以上のことから施策の総合評価を「A：着実に推進されている」と評価しております。

次に、「4 施策の推進状況」についてです。「(1) 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減」につきましては、犯罪の被害に遭われた方や御家族の経済的負担の軽減を図るため、病院での診断書料などを公費負担しているほか、犯罪被害者等へのカウンセリングなどの精神的負担・被害の軽減・回復に努めております。

「(2) 命の大切さ学習教室」につきましては、県内の小・中・高等学校等を対象に、犯罪等で子供を亡くした御遺族による講演会を開催し、被害者等が受けた様々な痛みの理解を深めてもらうとともに規範意識の向上を図っており、令和3年度は小・中学校、特別支援学校の合計7校で開催しています。「(3) 犯罪被害者支援大学生ボランティア」につきましては、令和3年度は県内の2大学7人の大学生を犯罪被害者支援ボランティアに登録し、「犯罪被害者週間」や「県民のつどい」などの行事に参加する機会を提供することにより、被害者等への配慮や協力への意識浸透を図っております。「(4) 各種広報啓発活動」につきましては、県や公益社団法人秋田被害者支援センターと連携して街頭キャンペーンなどを実施し、県民への理解を深め、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に取り組んでおりま

す。

3 ページを御覧ください。「Ⅳ 政策の推進状況に関する県民意識」についてです。「命の大切な学習教室」を受講した児童・生徒からは、「命や家族の大切さ、絶対に加害者になってはならない」という感想があり、同教室が児童生徒の心に響く効果が高いものと認められます。また、犯罪被害者支援大学生ボランティアからは、「犯罪被害者の心情や命の尊さ、支援の重要性についての理解が深まった」との感想があり、今後も各種活動の継続が求められているものと感じております。

次に、「Ⅴ 政策の評価」についてです。「1 政策の推進状況」は、これまで御説明したとおり、犯罪被害者等に対する精神的・経済的負担の軽減を図るなど、ニーズに応じた支援活動を推進しているほか、関係機関と連携した街頭キャンペーンなどの広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等を支える気運の醸成、支援の必要性についての理解を深める活動を推進しております。以上の状況を総合的に評価し、本政策につきましては「A」評価しております。次に、「2 課題と今後の方向性」についてです。厳しい財源の中、公費負担制度を安定的に運用するための予算確保に当たらなければならないほか、時代の変化に伴い多様化する犯罪被害者等のニーズに適切に対応することが求められております。警察は犯罪被害者等に最も身近な機関であり、また、被害者支援活動の中心的な役割を担っていることから、今後も各種機会を捉えた広報啓発活動を積極的に推進し、安全で安心なまちづくりに向けた気運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、施策評価について御説明いたします。資料4 ページを御覧ください。「Ⅰ 施策の内容」、「Ⅱ 施策の推進状況」、「Ⅲ 施策を取り巻く治安情勢」、「Ⅳ 施策の評価」につきましては、政策評価で御説明したとおりです。最後に「Ⅴ 総合評価」ですが、施策の幹事部長である警務部長による評価については、「A：着実に推進している」と評価しております。この評価については、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を適切に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等への理解を深める広報啓発活動を積極的に実施するなど、施策の着実な推進が認められると判断しております。

続きまして、事業評価について御説明いたします。資料6 ページを御覧ください。「1-1 事業実施の背景」、「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の問題点」につきましては、これまで御説明した内容と同様ですが、「1-2 外部環境

の変化及び事業推進上の問題点」に関して補足させていただきます。多くの県民は身近で犯罪被害者等に接する機会が少なく、犯罪被害者支援に対する理解が十分に浸透しているとは言えない状況にあり、引き続き関係機関と連携した各種広報啓発活動を推進する必要があります。「2 住民ニーズの状況」については、令和2年9月に県が実施した県民に対するアンケート調査結果による意見のほか、県警察の臨床心理士によるカウンセリングや、事件捜査の過程において犯罪被害者等からの要望を聴取し、その要望に沿った支援活動を推進しております。「3 事業目的」につきましては、これまで御説明したとおりです。「4 重点施策推進方針との関係」につきましては、重点推進事項としております。「5 目的達成のための方法」、「6 前回評価結果等」、「7 事業の全体計画及び財源」につきましては、記載のとおりとなります。

7 ページを御覧ください。「8 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」につきましては、臨床心理士による年間のカウンセリング等の実施回数及び被害者支援員の運用状況を業績指標としており、要望のあったすべてに対応しております。次に、「所管所属長による評価」についてです。必要性の観点、有効性の観点については、政策評価等で御説明したとおり、「A」評価としております。効率性の観点については、公費負担制度の活用や臨床心理士によるカウンセリング等の各種制度を教示し、要望に沿った支援活動を推進しているほか、行事等の開催時に「犯罪被害者のいのちのパネル展」を実施するなど、各種施策を組み合わせた広報啓発活動を展開し、施策効果の一層の向上に努めていることから、効率性についても「A」評価としております。以上の結果、総合評価についても、「A」評価としており、対応方針については、犯罪被害者等のための各種施策を着実にかつ継続的に推進する必要があることから「現状維持で継続」すべきものとしております。以上となりますが、県警察としましては、秋田県犯罪被害者等支援条例及び第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に掲げる各種施策の確実な実施はもとより、知事部局をはじめとした関係機関との連携を図り、途切れることのない支援、「地域社会全体で支える気運の醸成」に努め、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 池村委員長

一連の御説明をいただきました。それでは、これから調査審議に入ります。最初に事業評価について御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

◎ 綿引委員

評価については、要望に対してすべて対応していることから妥当だと思います。先ほどの御説明の中で予算確保にも努めたい旨のお話があったことに関連しまして、この事業はこれまでの審議対象となった事業と比べて少額の予算で実施されておりますが、仮に十分な予算が確保できた場合に更に取り組みたい内容などがありましたら、教えてください。

□ 杉山警察本部警務課企画官

県民へ被害者支援の浸透を図るための広報啓発活動や、小学生等に対する「命の大切さ学習教室」などに充てたいと考えておりますが、マンパワーの関係もあり、予算額を倍にしても活動量をすぐに倍にできない状況にあります。そのため、被害者の要望に応じながら現状の維持を図っていくことが大前提と考えております。

◎ 綿引委員

今お話がありましたマンパワーについて、その時々で異なるとは思いますが、不足しているという現状はありますか。

□ 泉警察本部警務課主幹

警察本部の泉と申します。現在、県警には女性の臨床心理士が2名配属されており、秋田県内全域を担当しています。それぞれカウンセリング以外の業務も抱えながら何とか対応できている状況ではありますが、可能であれば3～4人体制が望ましいと考えております。事故、事件の発生は毎年違い、急に発生するというのがほとんどであり、発生時にすぐ対応できる体制を確保するというのが非常に大変だと感じております。最近では、警察官の教育なども進み、現場で適切に

対応していただいております、大変助けられております。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。

効率性の観点の記載についてですが、知事部局の評価と比べても、十分な記述がなされており、模範とすべきものだと思います。それでは、施策評価についてはいかがでしょうか。

◎ 福岡委員

質問ですが、4 ページの「3 施策の推進状況」の2に「命の大切さ学習教室」が県内の小・中学校及び特別支援学校7校で開催されたとの記載がありますが、この数は総数からいうと少ないと感じました。これは、予算の関係から7校となったのでしょうか。

□ 杉山警察本部警務課企画官

「命の大切さ学習教室」につきましては、県内の小・中学校と特別支援学校に希望をとって実施しています。県警としては、外部講師や臨床心理等の都合のほか、開催に当たって、事前に犯罪被害や被害の状況などに関して授業の中で取り入れていただいていることから10校程度が限界と感じているところです。

◎ 福岡委員

命に関わることで、非常に配慮されながら開催しているとは思いますが、開催回数が少ないことで、受けられない子がいるというのは残念な気がします。

運転免許センターで被害者等の手記などの掲示もされているとのことですが、パネル展示や短い動画等の活用も検討されることで、実際の参加ほどの効果がないにしても、広く周知啓発につながるのではないかと考えております。

□ 杉山警察本部警務課企画官

教室に参加された児童の感想文の中から、本人などの御了解を得たものをパネルとして警察署に展示し、施設見学に訪れた方の目に触れるような機会も作って

おりますので、こういった活動を続けていきたいと思っております。

◎ 福岡委員

いろんな学校に貸し出すなど、秋田県の子全員が見られるような機会の創出を御検討いただければと思います。

□ 杉山警察本部警務課企画官

分かりました。

● 池村委員長

そのほかございますか。

御覧のとおり、1政策1施策1事業という形ですので、政策も含めた全般的なところで何かございましたら、積極的に御発言いただければと思います。

◎ 曾我委員

加害者家族への支援について、県警として何か対応はありますか。

□ 泉警察本部警務課主幹

県警としては、加害者家族に対する支援を行う部署を設けてはおらず、被害者家族と同様の対応はできていない状況ですが、現場の警察官が必要に応じて加害者の相談に乗ったりするなど、可能な範囲で実施しております。

◎ 相原委員

資料1ページの「I 政策を取り巻く治安情勢」の中で、3年度中の刑法犯の認知件数がありますが、人口比で見た場合、本県の刑法犯認知件数は断トツの日本ナンバーワンと認識しており、県警の皆様には本当に深く敬意を表するところでございます。

仕事の都合上、年間10回ほど講演をする機会があり、その中で必ず「秋田県は日本一平和な県」とお話ししています。今後も業務に精励され、私がいつまでも「日本一平和な県」と言えるようにしていただきたいと思います。

◎ 石沢委員

3 ページの「2 課題と今後の推進方向」において、記載のとおり、マンパワーを含めた予算の確保の問題が大きな課題の一つとして挙げられておりますので、是非とも県として確保できるよう対応していただきたいほか、犯罪被害者の多様なニーズに応じた支援を考えていくということが非常に重要だと思いますので、是非考慮していただければと思います。今後の方針についての細かな指摘があったということで評価したいと思います。

● 池村委員長

それでは、集約いたします。政策評価、施策評価、事業評価、いずれの評価も妥当であるということになるかと思います。

評価と関わる場所では、綿引委員や石沢委員から予算についての御意見がありました。この点については当委員会ではこれ以上先に進むわけにはいきませんので、議事録にとどめさせていただきます。なお、当委員会においては、「こういう措置については合理的な理由があるので、今後取り組みたい」というような記述があれば、PDCAの「A：改善」の部分で意見を申し述べることは可能ですが、今日の時点ではそれは見られませんでしたので、そこまでは踏み込まないという形にさせていただきます。そのほか、石沢委員から多様なニーズに応じた支援や福岡委員から更なる効果に結び付くような取組の実施などに関する御意見もあり、なお一層の御尽力をお願いしたいと思います。その部分などを基調とし、政策評価委員会としての意見としたいと思います。

最後に、以前にも申し上げたことがありますが、政策評価の体系として1政策1施策1事業というのは検討する必要があると思います。条例では、政策は「一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針」、施策は「政策を推進するための具体的な方針」、事業は「施策に従って実施する個々の方策その他これに類するもの」とされており、そこからすると今回の案件となる施策は大きく「犯罪被害者等への精神的・経済的な負担の軽減等の措置」と「地域社会全体でその犯罪被害者等を支えていくための気運の醸成」の二つ、事業も大きくは四つほどに分類できます。体系を検討すべき理由としては、単純に条例と

の関係だけではなく、一括りにした評価では課題が見えにくくなるということなどがあります。そのため、分けることができるものは分けて評価いただくことで、自己点検やこの場における自己点検の評価としても、考えやすくなるという気がしますので、お考えいただきたいということを付け加えさせていただきます。

これで午前中の課題はすべて終了ということになります。

〔休憩〕

□ 事務局

午後の部を開始させていただきます。

議事に入る前に1点申し上げます。これから議事(3)「令和4年度に知事部局が行った施策・事業評価の調査審議」に入りますが、資料4「令和4年度に知事が行う政策評価等に関する実施計画等について」は、8月9日の第1回に説明した内容と同じ内容ですので、説明は割愛させていただきます。

それでは、池村委員長、よろしくお願いします。

● 池村委員長

それでは、資料5の「県土の保全と防災力強化」について事務局より説明をお願いします。

□ 安杖総合防災課長

総合防災課の安杖と申します。資料5について御説明させていただきます。

この政策は、災害に備えた強靱な県土づくりを進めるとともに、住民等の自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力を高めることなどを目的としており、二つの施策により構成されております。今回は2の「地域防災力の強化」について審議をお願いすることにしております。その配下の事業については、自主防災組織の育成強化を図るため、県が委嘱した防災士を派遣する事業などを行っておりますが、前年度年間事業費が300万円未満であるなどのため、今年度は評価の対象となる事業はございません。

それでは、資料1ページを御覧ください。「1 施策のねらい」です。この施策

は災害が発生した場合の被害の最小化を図るため、県や市町村、防災関係機関の災害対応力を強化するとともに、住民等の自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力を高めるものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」です。代表指標「自主防災組織の組織率」においては、令和3年度の組織率は72.1%、達成率は83.6%で「c」判定となっております。組織率は前年度からわずかに上昇しましたが、全国平均とは差がある状況となっております。県では、防災に関する専門家である自主防災アドバイザーの町内会への派遣などにより、自主防災組織の新規結成を促進し、昨年度、新たに25の組織が結成されましたが、人口減少や高齢化等による担い手不足などにより消滅してしまう組織もあることから、ここ数年は達成率が80%台にとどまっているものと分析しております。

続きまして、2ページの「2－2 成果指標・業績指標の状況と分析」では二つの指標を設定しており、達成状況につきましては記載のとおりです。「2－3 施策の取組状況とその成果」についても記載のとおりです。

3ページを御覧ください。「3 総合評価結果と評価理由」につきましては、代表指標①が「c」判定で定量的評価は「C」となり、代表指標などの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「C」としております。次に、「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性毎に説明いたします。はじめに、「① 総合的な防災対策の推進」についてですが、課題としては地域防災の要である自主防災組織の新たな結成が進む一方で、高齢化等により組織が消滅する事例や町内会単位での組織の維持が困難となる事例が見られるようになってきております。このため、地域防災の中心的存在となり、自主防災組織の活性化や消滅の抑制に活躍する防災士を県が養成する方向で、現在、関係機関と調整しているところであり、来年度には養成講座を開始したいと考えております。また、現在行っている防災アドバイザー派遣制度の一層の周知を図りながら、例えば、複数の町内会による自主防災組織の結成を支援するなど、地域の実情や課題に応じたきめ細かなアドバイスを行っていきたいと考えております。次に、「② 東日本大震災等の被災地支援」についてですが、課題としては、東日本大震災以降も大規模な自然災害による派遣要請が恒常化しているほか、要請される職種は技術職が中心となっております。このため、必要な技術職員を確保しながら、再

任用制度や任期付職員制度なども活用し、引き続き被災地の復旧復興を支援していくことにしております。

施策評価の説明は以上です。

● 池村委員長

それでは、施策評価の調査審議に入りたいと思います。御質問、御意見がございましたら、お願いします。

◎ 永井委員

評価結果は、妥当だと思います。

3 ページの「5 課題と今後の対応方針」①の今後の対応方針に県が防災士を養成する「防災士養成事業」を立ち上げるとありますが、その事業の具体的な内容を教えてください。

□ 安杖総合防災課長

防災士の養成に当たっては、現在、日本防災士機構と調整を行っております。事業の構想としては、市町村から推薦された防災士にふさわしいと思われる方々に講習等を受けていただき、その方々が地域の自主防災組織に加入したり、町内会単位での講習などの活動を通じて、自主防災組織の活性化や地域の防災知識の普及につなげていきたいと考えております。

◎ 永井委員

最近、県内でも大きな災害が続いていますので、この事業は急を要する事業だと思います。目標を高く持ち、事業を推進していただきたいと思います。

□ 安杖総合防災課長

市町村において活動していただきたい人物を発掘してもらうため、推薦という形式を取っており、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

◎ 相原委員

2 ページの成果・業績指標②について、令和 3 年度の実績値が 22 市町村となっており、残り 3 市町村が策定できていないということですが、残りの市町村の策定の見通しはいかがでしょうか。

□ 安杖総合防災課長

残り 3 市町村についてはこちらからも働きかけを行い、今年度中には策定できる見込みとなっております。

◎ 廣瀬委員

2 ページの成果・業績指標①について、この目標値が平成 30 年度の 73 隊からスタートして令和 3 年度には 76 隊としていますが、県内の全救急隊数はいくらかでしょうか。

□ 安杖総合防災課長

76 隊です。現在、76 の全隊数に対して 75 隊まで運用ができております。

◎ 廣瀬委員

同じページの 2－3 の①に「令和 3 年度に 18 名が救急救命士の資格を取得した」との記載がありますが、救急救命士運用隊と運用されるためには、救急救命士の人数が揃っている以外に救急車が必要となるとの認識でよろしいでしょうか。また、運用できていない残りの 1 隊も人はいるが、救急車がないという状態ですか。

□ 安杖総合防災課長

そのとおりです。

救急救命士のほかに、高規格救急車が導入されることで隊として運用されるという形になります。残りの 1 隊については、今年度中に整備される予定です。

◎ 福岡委員

最近では、各市町村でハザードマップを更新していますが、それを基に、リス

クが高いエリアには消防署員や防災士を多く配置するような配慮等はされておりますか。

□ 安杖総合防災課長

そのようなことは、特にやっておりません。

● 池村委員長

そのほか、御意見等がなければ評価結果は妥当であるという結論にしたいと思います。

それでは、本件は以上といたします。

〔休憩〕

● 池村委員長

それでは、再開します。

資料6「環境保全対策の推進」について事務局から説明をお願いします。

□ 高橋生活環境部参事

生活環境部の高橋です。資料6について御説明させていただきます。

この政策は、地球温暖化対策や暮らしやすい循環型社会の形成を目指すとともに、良好な大気や水環境を維持し、豊かな自然環境を将来に継承していくことを目的としており、二つの施策により構成されております。今回は1の「地球温暖化防止と循環型社会の形成」について審議をお願いすることにしております。また、その配下の事業としまして、「ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、施策評価について御説明します。1ページを御覧ください。「1 施策のねらい」ですが、この施策は県民や事業者と幅広く連携し、地球温暖化対策と循環型社会の形成を推進するために実施しているものであります。なお、地球温暖化対策については、事業評価でも触れますので、私からは、循環型社会の形成に関することを中心に御説明いたします。

「2－1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①「県内の温室効果ガス排出量」と代表指標②「廃棄物の最終処分量」については、記載のとおり令和3年度の実績値が未判明となっておりますので、どちらも「n」判定ですが、代表指標②の最新値である2年度の達成率は81.4%となっております。一般廃棄物の最終処分量は横ばいで推移しておりますが、令和2年度の産業廃棄物の最終処分量が前年度に比べ減少したものの、令和元年8月に能代火力発電所の3号機が新たに稼働したことで、最終処分量が現状値である平成27年度に比べて、大幅に増加したことが影響したものと分析しております。

2ページをお開きください。「2－2 成果・業績指標の状況と分析」については、3項目を設定しており、達成状況等は資料に記載のとおりです。

3ページを御覧ください。「2－3 施策の取組状況とその成果」については、資料のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや各地域振興局における不法投棄ごみ撤去活動を中止・縮小しております。

4ページをお開きください。「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①及び②共に、指標未判明で「n」判定となっており、定量的評価は「N」となります。しかし、代表指標①に関して、省エネ化の推進等により、最新値である平成30年度実績において、3年度目標値を下回る水準まで温室効果ガスの排出量が削減されているほか、代表指標②に関しても、令和元年度の石炭火力発電所3号機の稼働に伴う産業廃棄物の最終処分量の増加はあったものの、認定リサイクル製品の認定数が2年度よりも増加していることなどから、廃棄物の有効利用や発生抑制に向けた取組は着実に進んでいると考えており、こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「C」としております。

「5 課題と今後の対応方針」については、記載のとおりですが、特に、「②循環型社会の形成」について、能代火力発電所3号機の稼働という構造的な要因はありますが、産業廃棄物の最終処分量の増加を課題として捉えております。対応方針としては、排出事業者等に対する啓発活動や指導等に取り組むことなどにより、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルなどの適正処理を一層進めていきたいと考えております。

施策評価の説明は以上です。

□ 田口温暖化対策課長

温暖化対策課の田口です。「ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業」について御説明いたします。

5 ページをお開き願います。最初に、「1－1 事業実施当初の背景」ですが、平成 29 年に策定した「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」においては、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標を立てており、目標の達成に向けて取組を進めていく必要がありました。

「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」です。令和 2 年 10 月に菅総理大臣が所信表明演説において、2050 年のカーボンニュートラルを表明するなど、温暖化対策の機運が高まっており、今後は一層の取組の充実が求められている状況です。また、令和 3 年には、国で「地球温暖化対策計画」を策定し、2030 年の温室効果ガスの削減目標をこれまでの 26%から 46%に引き上げており、県においても、この 3 月に「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を改定し、国を上回る 54%の削減目標を定めております。この目標の達成には、県民総参加の取組が必要となります。

右上の「3 事業目的」です。県民一人ひとりの意識向上により、家庭からの二酸化炭素排出量の削減につながる取組や事業者等の温暖化対策の取組を推進することを目的としています。

「4 目的達成のための方法」です。県民、事業者、教育機関、行政による地球温暖化防止に向けた推進体制を強化し、連携して取組を推進していくことにしております。

「5 昨年度の評価結果等」は、記載のとおりです。

「6 事業の全体計画及び財源」についてです。ここで修正をお願いします。事業内訳「01 地域脱炭素化促進事業」の 3 年度事業費 11,435 千円を 11,468 千円に、同じく合計 27,516 千円を 27,548 千円に、財源内訳のその他 17,484 千円を 16,139 千円に、それから一般財源 10,032 千円を 11,409 千円に修正をお願いします。

6 ページを御覧願います。「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」ですが、指標 I「秋田県における温室効果ガスの排出量」は、国の統計データがいまだ公表されていないため未判明となっておりますが、施策評価で説

明があったとおり、平成 30 年度の実績値が目標を上回って削減が進んでおります。以上を踏まえまして、「一次評価」です。「必要性の観点」は、県民の行動変容には地球温暖化を自分事として認識していただく必要があり、普及啓発や環境教育の実施が適当であること。また、地球温暖化対策推進法や秋田県地球温暖化対策推進条例において、県の地球温暖化対策に関する責務が定められていることなどの理由から評価結果を「B」としております。「有効性の観点」については、温室効果ガス排出量は平成 30 年度まで順調に目標どおりに削減されており、令和 3 年度目標値の達成が見込まれることから「A」とする判断もありますが、実績値が未判明であるため、評価結果については「B」としております。「効率性の観点」については、委託事業の一部でコンペを実施しているほか、効率性の高い場所にパンフレット等の配布先を絞るなど、事業費の削減に取り組んでいることから、評価結果を「B」としております。これらの評価を踏まえ、総合評価は「A 継続」としております。

今後の対応としまして、4 ページ施策評価調書「5 課題と今後の対応方針」①の今後の対応方針に記載していますが、引き続き、様々な媒体を活用した普及啓発を行ってまいります。県民の行動変容に、より焦点を当てていくことが必要と考えております。

● 池村委員長

一連の説明が終わりましたので、調査審議に入ります。

最初に、事業評価について御質問、御意見等を伺いましょう。

◎ 石沢委員

6 ページの左下の「必要性の観点」についてです。住民ニーズに照らした妥当性を「b」としており、理由に「必要性は十分大きい」という記載があります。この内容を見る限り「a」としても良いのではないかと思いましたが、改めて説明いただければと思います。

□ 田口温暖化対策課長

確かに「a」と判定するか悩んだところでした。令和 2 年 10 月に国でカーボン

ニュートラル宣言があったことに伴い非常に関心が高まり、その状態が令和３年度も維持されたことで横ばいという解釈をし、「b」としました。

来年度の事業評価では、令和４年度に県でもカーボンニュートラル宣言を行い、機運が一層高まったことから「a」とすることも考えられると思っております。

● 池村委員長

ほかの委員もただいまの説明でよろしいですか。

◎ 福岡委員

「a」が「増大した」、「b」が「変わらない」とする場合には、今回のように評価を付けざるを得なかったと思いますが、増大したままの横ばいであれば「a」でも良いのではないかと思います。

また、６ページの指標Ⅰは、１ページの施策評価の代表指標①と全く同じものであり、かつ、実績の判明が数年先になってしまいます。この点を踏まえると、「県内の温室効果ガス排出量」は施策の目標としては必要だと思いますが、事業の目標としては適切ではないような気がします。一生懸命やられている事業の成果がより分かりやすい指標を設定できれば望ましいと思います。

□ 田口温暖化対策課長

御指摘のとおり、施策評価では「県内の温室効果ガスの排出量」などの大きな観点の指標でも問題ないと思いますが、県民の温暖化に対する認識を高めるといふ本事業の趣旨を踏まえた場合、普及啓発の効果など、もう少しレベルを落とした指標を設定しても良いのではないかと思いますので今後の課題とさせていただきます。

● 池村委員長

ただ今の点は、同じ指標と言ってもおそらく出発点は事業の指標であろうと思います。この施策では様々な目標が混在していることから、その中で「県内の温室効果ガスの排出量」が占めるウエイトを考慮され、施策にも設定されていることは全く合理性がないわけではありません。

一方で、「有効性の観点」において、指標が未判明で「不可」を選択している理由として、この記載だけでは言葉が足りないと思います。先ほどの御説明にもあった「30年度実績値が既に3年度目標値を達成している」というような趣旨を記載するなど、内容を工夫する必要があると思います。

そのほかにございますか。それでは、施策評価についてはいかがでしょう。

◎ 曾我委員

地球温暖化は科学的見地からも立証されているものなのかという点について、お伺いさせていただきます。

また、秋田県から地球温暖化防止を図る場合、都市に比べ経済をはじめとした様々な分野でダメージを受けるおそれがあるため、単に本県の温室効果ガスの排出量を考えるのではなく、産業への締め付けなどのデメリットを含めた視点も必要なのではないかと思います。

□ 田口温暖化対策課長

昨年度公表されたI P C Cの報告書でも、人間の活動が地球温暖化を招いてきたことは間違いないと初めて明記されたほか、世界的にもそのような認識に基づき、地球温暖化の防止に向けた脱炭素化の取組が進められているところです。

こうしたことから、脱炭素が世界のルールになっており、それに対応することで経済を推進していくことが重要であると位置づけが変わってきていますので、こうした世界の潮流を追い風に、秋田県の再生可能エネルギーや森林資源を生かしながら、県の産業振興や県政発展に取り組んでいくことが、大切だと考えております。

◎ 曾我委員

おっしゃっていることはごもっともだと思いますが、温暖化防止を図る上で、再生可能エネルギーは非効率的で原子力発電に代わる発電手段にはなっていないことや、県内の火力発電所の稼働に関係する業者などが制限を受けるなどの事実があります。それらをトータルで考えた上で、何が何でも国の指針に沿うのではなく、地域の事情なども取り計らった上で事業を進めていただきたいと思います。

● 池村委員長

これにこの場で決着を付けるわけにはいかないので、今後、政策を展開される中で、このような意見もあったことを御考慮いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

◎ 綿引委員

2 ページの成果・業績指標②「環境あきた県民塾受講者数」について、どのような形で開催されているのか教えてください。

□ 田口温暖化対策課長

県北、県央、県南の3地区持ち回りで開催しており、環境について興味・関心がある方であれば誰でも参加できます。定員は新型コロナウイルス感染症対策の関係から約30人までと設定しており、今年は32人の方々に参加いただき、7月から12月の全9回で、温暖化や省エネ、食品ロス問題などのテーマについて学習していただいております。修了者のうち希望される方はエコマイスターとして登録をし、地域の環境保全活動のリーダーや個人として活動していただいております。周知については、チラシや県のウェブサイト等で募集をしています。

● 池村委員長

そのほか、いかがでしょうか。

評価自体は厳しい方が良いということからすれば、「C」は妥当ということになりますが、自己評価の際には「B」というのはお考えになりませんでしたか。

□ 田口温暖化対策課長

評価の考え方としまして、代表指標①においては令和3年度の実績値は出ていませんが、平成30年度の実績値から見ると「a」判定相当、代表指標②においては現状値及び前年度と比較し改善傾向であることから「d」判定相当ということになります。そのため、総合評価は「D」相当になりますが、取組の状況や成果・業績指標の状況を踏まえて、一段階上げて「C」としたところです。二段階上げ

て「B」とすることも考えましたが、そこまで上げるに至らないと判断したものです。

● 池村委員長

そのほか、いかがでしょうか。

なければ、当委員会としては、施策評価、事業評価の結果は妥当であるということになろうかと思えます。ただし、事業評価においては、適切な別の指標の設定もあり得るのではないかという御意見があり、担当課として今後の課題として考えたいというお話がありました。

以上で本件は終わりということにいたします。

〔休憩〕

● 池村委員長

議事を再開し、資料7「安全、安心な生活環境の確保」について、事務局より順次説明をお願いいたします。

□ 三浦建設政策課長

建設部建設政策課の三浦と申します。

資料7に基づき、御説明させていただきます。この政策は、犯罪や交通事故が少なく、安全・安心の地域づくりを進めるほか、食品や水道の安全確保、道路環境の整備、下水道の普及促進などにより、快適で安らげる生活環境を確保していくことを目的としており、三つの施策より構成されております。今回は、施策3の「安らげる生活基盤の整備」について審議をお願いすることにしております。また、その配下の事業として、「あきた安全安心住まい推進事業」を審議の対象として選定しております。

資料の1ページを御覧ください。「1 施策のねらい」ですが、この施策は、道路環境の整備や下水道の普及のほか、良好な居住環境づくりへの支援や潤いのある空間の創出などにより、県民が安らげる生活基盤の整備を推進するものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標は「下水道等の汚水処理人口普及率」と「県立都市公園の平均満足度」です。このうち、下水道の普及率については、今回の資料では令和3年度の実績値が7月判明予定となっていますが、昨日公表された数値は目標値と同じ88.9%で達成率100%となっており、生活排水処理構想に基づく着実な施設整備を進めたことで、目標を達成しております。また、公園の平均満足度は90.5%、達成率が102.8%の「a」判定となっており、コロナ禍においても、SNS等による魅力発信や利用者目線に立ったきめ細かな運営管理を行ったこともあり、満足度が上昇し、目標を達成したと捉えています。

2ページを御覧ください。「2－2 成果指標・業績指標の状況と分析」につきましては、4項目を設定し、達成状況等については記載のとおりです。また、2ページから3ページにかけての「2－3 施策の取組状況とその成果」につきましても記載のとおりです。

3ページ中ほどの「3 総合評価結果と評価理由」につきましては、代表指標①の定量的評価は「N」と記載しておりますが、先ほど御説明したとおり、「A」となっております。また、代表指標②についても「A」となっており、これらの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「A」としております。

4ページの「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性毎に御説明いたします。「① 安全で利便性の高い道路環境の整備」につきましては、課題としまして、消融雪施設の老朽化の進行のほか、安全点検結果等から交通安全施設等の設置を望む声が高まっていることへの対応と捉えており、対応方針としましては、消融雪施設の老朽化対策を計画的に実施するとともに、合同点検等を基に、優先度の高い箇所からの通学路の安全対策を進めていきたいと考えております。

「② 下水道等の復旧整備」につきましては、課題として、県や市町村における技術職員の減少や生活排水処理施設の老朽化の進行により、事業自体を持続的に運営していくことが困難な状況となっていることと捉えており、対応方針としましては、県、市町村及び民間事業者による広域補完組織を設立し、市町村事業基盤を強化するとともに、既存施設の集約・再編、管理施設の改築・更新を効率的計画的に進めていきたいと考えております。「③ 安らぎと潤いのある空間の創

出」につきましては、課題としまして、県立都市公園の大規模施設の改築更新に伴い、一時的に一部施設で利用を制限しなければならないことと捉えており、対応方針としては様々な工夫をしながら、利用者への不便を最小限にした施設の改築更新を進めていきたいと考えております。「④ 良好な居住環境の確保」につきましては、課題としまして、リフォーム施設整備に関する利用者アンケート結果から高い評価は受けてはいるものの、利用するまで制度の存在を知らなかったとの回答も多く、制度の周知不足を懸念しており、対応方針としては、ポスター・リーフレットに加え、ウェブサイト新聞広告、市町村広報誌の活用などにより、制度の一層の周知に努めていきたいと考えております。「⑤ 良好な景観の保全と活用」については、課題として、観光庁から県内８市町が主要観光地として認定されていますが、景観計画の策定が進んでいない市町もあることと捉えており、対応方針としてこうした市町に対して、策定のメリットをPRするとともに、計画策定のための補助金活用の提案などの支援を行っていききたいと考えております。

施策評価の説明は以上です。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

建設部建築住宅課の中野と申します。

私からは、「あきた安全安心住まい推進事業」について御説明させていただきます。資料の５ページを御覧ください。

まず、事業評価の具体的な内容に先立ち、この事業の性格について説明させていただきます。「あきた安全安心住まい推進事業」は、県民の生活の基盤である住宅の質の向上を図ることを目的としつつ、裾野の広い住宅産業を活用した県内経済の活性化もねらいとする経済対策型の事業として開始しております。その後、県内経済の回復傾向により、経済対策型の事業としての目的は一定程度達成しつつも、新たに人口減少や少子化対策という県政の最重要課題への取組として、子育て世帯や移住定住世帯のリフォームを支援する政策目的型の事業にシフトさせ、さらに、令和３年度からは脱炭素化社会の実現に寄与するための取組として、持ち家の断熱改修リフォームを支援メニューに追加するなど、社会環境の変化や要請に対応する事業として継続しております。そのため、事業の目標も子育て支援や移住の促進、地球温暖化対策などに跨ることから、便宜上ここでは移住の促進

ということを目標とする事業として、御説明させていただくことを御了承願います。

「1－1 事業実施当初の背景」、「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」は、今御説明したとおりですので省略させていただきます。

次に、「2 住民ニーズの状況」です。ニーズにつきましては、特段の変化は認められませんが、継続的にこの事業の利用者に対して行っているアンケート調査の結果から、この補助事業がリフォーム工事の計画の前倒しに影響した、補助が工事の実施を促した、という回答が6割以上あったほか、この事業が人口減少や少子化対策の政策目的の実現につながる事業であるとの評価を、回答者の9割以上の方々から受けております。

「3 事業目的」です。資料に記載している「事業実施当初の背景」とここに記載した事業目的が必ずしも整合していないことにつきましては、先に説明のとおりでございます。

「4 目標達成の方法」につきましては、県が持ち家のリフォーム等の工事を発注する方に対して、直接補助することにより行っております。③に記載のとおり、手段としては各施策の目的と対象住宅の所有形態などに応じて対象工事の最大30%、上限60万円の範囲で補助をすることにしております。

「5 昨年度の評価結果等」につきましては、引き続き、県の重要課題解決に資する事業として、適宜内容を見直しながら、継続する必要があると考えております。

「6 事業の全体計画及び財源」につきましては、住宅リフォーム推進事業として、令和3年度の決算額が328,559,000円となっております。

6ページを御覧ください。「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」でございます。補助件数を指標としており、令和3年度は目標件数1,650件に対し、実績が2,336件で達成率141.6%となっております。その主な要因としまして、この年の1月に豪雪等の被害が発生したことに伴い、被害に対する災害復旧支援の件数が多かったことがあると考えております。

続いて、「一次評価」です。「必要性の観点」であります。課題に照らした妥当性は、少子化対策などの県の重要課題に対応した取組であり「b」、「住民ニーズに照らした妥当性」はアンケートの調査結果及び前年度の利用実績から、引き

続き高いニーズが認められるため「b」、県関与の妥当性は、事業の方向性を、県の重要課題の解決に資する制度に特化したことに伴い、国や市町村が行うリフォーム支援との役割分担が明確になり、県が自ら実施する必要性は高まったものと考え「a」とし、評価を「B」としています。次に、「有効性の観点」ですが、先ほどの指標の達成率が141.6%であることから、評価結果を「A」としております。また、「効率性の観点」では、政策目標を限定かつ明確化した上で、対象となる世帯や工事を限定して実施していることから、費用対効果が向上したと捉え、評価を「B」としてしております。これらを踏まえた総合評価ですが、県の重要課題解決に資する事業として、適宜内容を見直しながら、継続していく必要があると考え、「A：継続」と考えております。

事業評価の説明は以上となります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

● 池村委員長

一連の御説明をいただきました。

それでは、これより調査審議に入ります。最初に、事業評価を取り上げたいと思います。御質問等ございましたらお願いいたします。

令和3年度の補助件数が2,336件になっていますが、この中には復旧支援に対するものも入っていますか。また、件数はどれぐらいですか。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

災害復旧の分はこの件数の中に含まれており、その件数は1,389件になっております。

● 池村委員長

最近の自然災害は甚大化し、頻繁に発生していることを考えたときに、そういう災害を契機とした復旧支援に対して事業費を使わざるを得ないとしたら、リフォームや増改築に向けるものもしわ寄せを受けることになるかと思いますが、その見通しはどのようなふうになっていますか。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

頻発化、激甚化する災害の影響を受け、本来の目的である人口減少や少子化対策、地球温暖化対策に、しわ寄せが及びかねないのではないかという懸念は認識として共有させていただいています。

昨年度、災害復旧の目的で使用された 1,389 件の中には、住宅の経年劣化的な要素も含まれると検証しています。そのような場合には政策の目的と相反するため、今年度から、県が災害対策本部を設置する規模の災害を対象とするほか、水害では床下浸水ではなく床上に上がるような被害の大きなものを対象とすることを明示するなど、支援の対象の範囲を明確にしております。参考までに、今般の県北部を中心とする水害についても、何の対象範囲の明示等もなく進めた場合には、前年度までと同等規模になるということが想定されております。

● 池村委員長

好ましい方向性だろうと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

◎ 石沢委員

5 ページ「6 事業の全体計画及び財源」について、令和 3 年度から 4 年度にかけては予算額が減っていますが、この理由について教えていただければと思います。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

令和 4 年度は、本来の目的であるリフォームや増改築に関する分として、コロナ禍による世界的な輸送環境の混乱や生産地における工場の操業状況の低下などの要因を考慮し 3 年度と同規模の予算を見ています。また、災害復旧に関する分として、先ほどの御説明のとおり、4 年度から支援の対象の範囲を明確化したことで、3 年度当初 3,000 万円から 4 年度は 400 万円、50 戸の支援に限定したため減額となっております。

● 池村委員長

そのほか、いかがでしょうか。

ないようでしたら、施策評価を含め、特に区別することなく御意見等を伺います。

◎ 曾我委員

4 ページの「5 課題と今後の対応方針」の②の「下水道等の業務に精通する技術職員の数が減少している」という部分について、これは退職に伴うものなのでしょうか。また、この 187 人というのは県内をカバーできる人数でしょうか。

私の意見としまして、今後の対応方針として、民間業者等とタイアップしていく旨を記載していますが、インフラに関することであるので、行政でしっかり主導権を握り、有事の際には対応できる人材の確保というのは必要だと思ってます。

□ 佐藤下水道マネジメント推進課副主幹

下水道マネジメントの推進課の佐藤です。

職員の減少は技術職員の退職に伴うものであり、退職者に対して新しい職員を補充できていないという状況が表れているところです。

また、全県を 187 人でカバーするというのは非常に厳しい状況であり、特に、規模の小さい町村では技術職員数が少ない状況にあります。そのような町村を支援するため、広域補完組織の設立に向けた準備を進めており、今後は、その組織を利用しながら、継続的な事業運営を行うという形を推進していきたいと考えております。

◎ 廣瀬委員

4 ページの「課題と今後の対応方針」の④に、リフォーム支援制度の利用者を対象としたアンケート結果から制度の周知不足が懸念され、対応方針ではウェブサイト等を中心に周知を進める旨の記載がありますが、例えば、子育て世帯や移住者向けなど、広く周知できるように、それぞれの制度の対象者に応じた御案内はされているのでしょうか。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

周知の方法については、この事業がスタートした時点では経済対策型という性質が非常に強かったことから、県内の住宅関係事業者を通じた周知を行っていました。その後、政策目的を明確にするに当たり、各制度の対象となる方々に情報が届かなければスタートの段階から遅れが生じ、制度としても好ましくないと考え、子育て世帯向けには、県内の各子育てサークルに直接案内を届けサークルの会報誌への情報掲載をさせていただいているほか、移住者向けには、首都圏等で開催される移住フェアにも参加し、制度の周知などを行っております。

◎ 廣瀬委員

先ほど説明があったように、それらの取組がしっかりと成果につながり、この制度があったから移住した、子育てしやすくなったという結果にも結びつくような流れになっているということですね。

□ 中野建設部参事兼建築住宅課長

そのようにするべく私共も取り組んでおりますし、今後とも取り組んでまいります。

● 池村委員長

そのほかございますか。

代表指標②についてですが、県立都市公園は分析欄に三つ記載されていますが、いずれも指定管理者による管理運営でしょうか。また、その指定管理者はどのような主体ですか。

□ 清水都市計画課副主幹

都市計画課の清水と申します。

いずれも指定管理者による管理となっておりますが、中央公園と北欧の杜公園については、事業者の努力により利用が増えるとその分の料金収入も増えるといったインセンティブがある利用料金併用制度を導入しています。

また、公園管理を主な業務としていますので、造園業の民間企業が指定管理者となっています。

● 池村委員長

そうすると、この満足度というのは利用者の指定管理者に対する評価になるのか、それとも県に対する評価になるのでしょうか。

□ 清水都市計画課副主幹

満足度のアンケートは各公園の諸事情によって違ってくものと考えております。例えば、小泉瀉公園は使用料を納付する施設がテニスコートのみであるのに対し、それ以外の公園は運動施設やキャンプ場施設などの利用料金が掛かる施設が多くあります。そのため、お金を掛けて公園を利用するということやコロナ禍における公園の活用が進んだことなどがアンケート結果に影響を与えているのではないかと推察しています。

● 池村委員長

県と指定管理者の間で協定書を締結し、指定管理として管理運営を委ねるという形だと想像しますが、その範囲で県に対する評価というのはどのように考えたいのでしょうか。もちろん協定書の中には業務報告を求めることや必要な場合には指導等を行うなどの内容は盛り込まれているはずですが、指定管理者を指定し協定書を結び、数年毎に更新しながら、公園に対する取組を行っている以上、この満足度は県に対する評価というように考えていいのではないのでしょうか。

□ 三浦建設政策課長

公園を整備した県において、公園という施設を有効に生かしサービスを提供するために、指定管理という方法を用いて相手先を吟味した上で決定しております。そのため、結果的に公園というその公共物におけるサービスの提供がどうかを測るものが利用者の満足度であり、最終的には県の施策を見ていただいているということになろうかと思います。

● 池村委員長

おっしゃることは分かりますが、例えば、指定管理者の管理運営がずさんだっ

た場合に、それは指定管理者に対する批判というのが第一義であり、県に対する批判は第二義のように思えます。

□ 三浦建設政策課長

マイナス方向の議論の場合にはどうかというのはありますが、いずれにしても最終的にそれを受け止めるのが、県だと思っております。

● 池村委員長

県と指定管理者を一体として捉え、それに対する評価と捉えることにしましょう。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、様々な御質問がありましたが、施策評価、事業評価共に評価に対する異議はありませんでしたので、評価結果はいずれも妥当であるということでもとめさせていただきたいと思います。

以上で、資料7の「安全・安心な生活環境の確保」に関する審議を終了とします。

本日予定しておりました政策、施策、事業、合わせて11件の審議が終了ということになります。先日と本日で合計26件の審議を行っていただいたわけでありますけれども、2日間を通してすべての評価結果は妥当である旨の答申をしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

それではそのように取り扱わせていただきます。

最後、議事（4）その他ですが、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

【意見なし】

ないようでしたら事務局からございますでしょうか。

□ 事務局

特にございません。

● 池村委員長

それでは本日の議事は以上になりますので、事務局にマイクをお返しします。

6 閉会

□ 事務局

2回にわたる長時間の御審議ありがとうございました。

本日と8月9日の議事録につきましては作成し、後日、御報告いたしますので、御確認くださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回秋田県政策評価委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。